



金融セクターにおける気候変動に かかる最近の規制・監督の動向

Climate change: Recent regulatory
developments in the financial sector

2021年1月

内容

各国・地域において進展する気候変動にかかる取組み	3
金融セクターにおける気候変動に関連する規制・監督上の動き	3
気候変動にかかる今後の規制・監督の動向	6
別添 1. 気候変動に関連する主な規制・監督上の動き（2020年1月～12月）	8
参照資料	13

各国・地域において進展する気候変動にかかる取組み

2015年9月、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、17の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられた。同年12月には、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガスの排出の削減等にかかる新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。それぞれの採択から約5年が経過し、気候変動、さらには、環境にかかる取組みは各国・地域で進展してきている。

例えば、欧州では、欧州委員会（EC）が2018年11月、「クリーン・プラネット・フォー・オール（A Clean Planet for all）」¹¹と題する気候ニュートラルな経済を実現するための長期戦略を公表し、その中で、2050年までに温室効果ガスの排出をネット・ゼロとする目標の達成に向けたビジョンを提示した。また、ECは2019年12月、新たな成長戦略である「欧州グリーン・ディール（European Green Deal）」¹²を公表した。そこでは、2050年には温室効果ガスの排出がネット・ゼロとなり、かつ、経済成長が資源の利用とは切り離された、現代的で、資源効率的で、競争力のある経済を実現することを通じて、欧州を公平で豊かな社会へと移行させることが示されている。欧州グリーン・ディールは、そのための具体的な施策として、例えば、①2020年1月までに欧州サステナブル投資計画（グリーン・ディール投資計画）を提案すること、②2020年3月までに2050年の気候ニュートラル目標を公式化するための「欧州気候法」を提案すること、③2020年夏までにEUの2030年の温室効果ガスの削減目標を55%に向けて引き上げること、などを掲げていた。

温室効果ガスの排出に関し、スウェーデンは、2017年6月に採択した気候政策枠組みにおいて、2045年までに温室効果ガスの排出をネット・ゼロにすることを定めている¹³。また、英国は2019年6月、「2008年気候変動法」を改正し¹⁴、「2050年までのネット・ゼロ」をコミットした。さらに、フランス¹⁵は2019年6月に、ニュージーランド¹⁶は2019年11月に、デンマーク¹⁷は2019年

12月に、ハンガリー¹⁸は2020年6月にそれぞれ「2050年までのネット・ゼロ」を法制化している。アジアに目を向けると、中国は2020年9月、国連総会の一般討論演説の場で、2060年までにカーボン・ニュートラルを達成することを表明した¹⁹。日本は、2020年10月の臨時国会における所信表明演説において、「2050年カーボン・ニュートラル」に言及した¹⁰。2020年11月の時点では、110以上の国と地域が「2050年までのネット・ゼロ」を表明している¹¹。

「2050年までのネット・ゼロ」に関し、国際エネルギー機関（IEA）は、2020年10月に公表した「2020年世界エネルギー見通し」¹²において、「ネット・ゼロ排出の世界というビジョンは視野に入ってきている」と述べ、持続可能な開発シナリオ（SDS）の分析を拡大し、新たに「2050年までのネット・ゼロ排出シナリオ（NZE2050）」を補足的に追加した。このように、「2050年までのネット・ゼロ」という認識がグローバルで共有されるようになってきている。



金融セクターにおける気候変動に関連する規制・監督上の動き

金融セクターにおいても、気候変動に関連する規制・監督上の取組みが進展している。別添1は、保険セクターを中心とする2020年における気候変動に関連する主な規制・監督上の動きを、グローバル、欧州、北米、アジア太平洋（APAC）それぞれに分けて整理したものである。（別添1で採り上げている取組みの多くについては、デロイト トーマツが月次で作成・公表している「保険セクターの国際的な規制の動向」¹⁹においてその概要を整理している。）

（1）グローバル

グローバルでは、例えば、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は2020年5月に、気候関連と環境リスク（以下、特段の記載が無い限り「気候・環境リスク」という。）の健全性監督への統合にかかる手引書を公表し、以下の5つの提言を行った。これらのハイレベルな提言は、気候・環境リスクの監督にかかるグローバルな指針として捉えることができよう。

¹⁹ 「保険セクターの国際的な規制の動向」 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/insurance-regulatory.html>

- 提言 1：監督者は、気候・環境リスクが自国の経済や金融セクターにどのように伝播するかを究明し、また、それらのリスクが被規制金融機関にとってどのように重要なものとなり得るかを特定する。
- 提言 2：監督者は、明確な戦略を策定し、内部組織を整備し、適切なリソースを気候・環境リスクに対応するために配賦する。
- 提言 3：監督者は、気候・環境リスクに対して脆弱な被規制金融機関のエクスポージャーを特定し、それらのリスクが顕在化した場合の潜在的な損失を評価する。
- 提言 4：監督者は、気候・環境リスクに対する健全性監督のアプローチについて透明性を高めるため、その期待を明確にする。
- 提言 5：監督者は、金融機関が気候・環境リスクを適切に管理するとともに、適切な場合には、緩和策を講じることを確保する。

また、NGFS は 2020 年 6 月に、「監督上利用されることが期待される気候シナリオ」を、同年 9 月に、金融機関が環境リスク管理の実務において用いているツールやメソドロジーをとりまとめた報告書をそれぞれ公表している。これらの気候シナリオやプラクティスの事例は、今後、金融機関が気候・環境リスク管理の高度化を図る上で参照することが期待されている。

サステナブル情報の開示に関し、IFRS 財団評議会は 2020 年 9 月、グローバルなサステナビリティ基準の策定に向けた市中協議文書を公表した。その中で示された論点の一つは、類似する活動を行っている他の基準設定主体との関係である。同市中協議文書は、レポート基準のグローバル・レベルでの整合性を高めるため、サステナビリティ・レポートにおける既存のイニシアティブ（欧州などの地域レベルでの取り組みを含む。）との関係はどうあるべきか、という問いを投げかけている。また、サステナブル・レポートにかかる枠組みや基準などを策定してきている CDP、CDSB（Climate Disclosure Standards Board）、GRI（Global Reporting Initiative）、IIRC（International Integrated Reporting Council）、SASB（Sustainability Accounting Standards Board）の 5 つの組織は、2020 年 9 月に共同で声明を発出し、グローバルで受容される包括的な企業報告の制度を確立するために、すべてのステークホルダーと協働する旨を表明した¹³。こうしたことから、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が提言した枠組みなども含め、今後、グローバル、あるいは、セクター間で、開示やレポートの基準や枠組みがどの程度ハーモナイズしていくかは、金融セクターの関係者にとっても大きな関心事項の一つであると言える。

気候変動のリスクと機会の定量化に関し、TCFD は 2020 年 10 月、「意思決定に有用でフォワードルッキングな、金融セクターのための測定基準」案を市中協議に付した。その中で、フォワードルッキングな指標の例として、フランスの AXA や英国の Aviva などの保険会社が用いている Warming Potential や Climate VaR をとり上げている¹⁴点は注目に値しよう。今後、各金融機関が気候・環境リスクや機会の定量化に向けた取り組みを進めていく上で、それらの指標も含め、金融セクターにおいてどのような指標がグッド・プラクティスやベスト・プラクティスとなるかを見極めていくことも必要となるものと考えられる。

保険セクターに関し、金融安定理事会（FSB）が 2020 年 7 月と 11 月にそれぞれ公表した気候変動にかかる報告書は、①気象イベントの頻度や甚大さが保険会社のレジリエンスに影響を与え得ること、②保険会社が気候変動リスクへのエクスポージャーを低減するために採る行動は、リスクの家計や企業への転嫁に繋がりが得ること、などといった点を指摘している。これらは、今後、規制や監督の枠組みをレビューしていくに際し、十分な議論を要する論点であると考えられる。

（2）欧州

気候・環境リスクにかかる取り組みが最も進展している地域は欧州であると言えよう。欧州レベルでのイニシアティブのうち特筆すべきものの一つは、2020 年 6 月に欧州議会が採択した「EU タクソノミー規則」であろう。同規則は、欧州委員会（EC）が 2018 年 3 月に公表した「サステナブルな成長への資金供給に関するアクション・プラン」において示した 3 つの大きな戦略目標の 1 つである「サステナブルで包括的な成長を達成するため、資本フローをサステナブル投資に向かわせること」に関連するものである。その後、EC は 2020 年 11 月、6 つの環境目的のうちの 2 つ（気候変動の緩和および気候変動への適応）にかかる技術的なスクリーニング基準案を市中協議に付している。なお、EU タクソノミー規制のポイントは以下のとおり整理できる。

- 目的：経済活動が環境的にサステナブルであるかどうかを決定するための基準を定めること。
- 適用対象：①環境的にサステナブルであるとして販売される金融商品もしくは社債に関して、金融市場参加者もしくは発行者に対する規則を定める、EU メンバー国もしくは EU によって採択された施策、②金融商品を販売する金融市場参加者、③非財務報告書を発行する義務のある金融事業者。
- 経済活動が環境的にサステナブルであると認められるために満たすべき 4 つの条件：

¹³ AXA や Aviva の気候関連情報の開示については、「保険セクターにおける気候関連情報の開示の現状」も参照されたい。
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/tcfd-disclosure-202010.html>

- 条件 1: 6 つの環境目標（①気候変動の緩和、②気候変動への適応、③水および海洋資源の持続可能な利用と保護、④循環型経済への移行、⑤汚染の防止と管理、⑥生物多様性と生態系の保護と回復）のうち 1 つ以上の目的に大きく貢献すること。
- 条件 2: 6 つの環境目的のいずれをも大きく害さない（does not significantly harm: DNSH）こと。
- 条件 3: OECD 多国籍企業行動指針やビジネスと人権に関する国連指導原則との整合性を確保するために経済活動を営む事業者が実践する手続きである「最低保護条項」（minimum safeguards）を満たすこと。
- 条件 4: EC が定める技術的なスクリーニング基準を満たすこと。

金融セクターにおける規制・監督について、例えば、英国健全性監督機構（PRA）は 2020 年 7 月、金融機関の CEO に対し、2021 年末までに気候関連の財務リスクの管理にかかるアプローチを整備することを求めた。PRA は、その中で、金融機関の気候関連の財務リスクの理解には改善の余地があること、リスク管理のプロセスの整備の状況は未だ初期段階にあること、シナリオ分析にかかる能力（capability）を大きく改善する必要があることなどを指摘し、気候変動リスクの管理にかかる取組みを一層進めていく必要があることを強調している。また、英国は 2020 年 11 月、TCFD 開示の義務化に向けたロードマップや 2021 年に実施を予定している気候関連のストレス・テストの概要を公表した。このように、英国は、欧州内でも最も先進的な取組みを行っている国の一つであると言える。

気候関連情報の開示に関し、スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）は 2020 年 11 月、開示規則の改正案を市中協議に付し、その中で、気候関連の財務リスクを評価する基準や手法、気候関連の財務リスクに関する定量情報（指標やターゲット、メトリックを含む。）などの開示を求めることとしている。また、フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）と金融市場庁（AMF）は 2020 年 10 月、金融機関の石炭にかかる方針に関して実施した調査の結果を踏まえ、金融機関に対して、完全撤退の時期を含む石炭にかかる方針を策定することや、それらの方針において用いている基準や閾値の正当性を示すことなどを要請している。

銀行セクターについては、欧州中央銀行（ECB）が 2020 年 11 月に最終化した「気候関連と環境リスクに関する銀行向け手引書」を一例として挙げる事ができる。同手引書は、①銀行は 2021 年に、本手引書を踏まえて自己評価を行い、アクション・プランを作成する、②ECB は 2022 年に銀行のプラクティスをレビューする、③2022 年の ECB によるストレス・テストは気候・環境リスクにフォーカスする、といった方向性を示すとともに、以下の 3 つを含む、銀行による気候・環境リスクの管理に対する 13 の期待を掲げている。

- 期待 1：銀行は、情報に基づいて戦略上、事業上の意思決定を行うことができるよう、短期、中期、長期それぞれにおいて、気候・環境リスクが自身の事業環境に与える影響を理解する。
- 期待 2：銀行は、事業戦略や事業目標、リスク管理枠組みを策定する際、気候・環境リスクを勘案する。
- 期待 3：銀行は、気候・環境リスクを明示的にそのリスク・アパタイト枠組みに取り込む。また、気候・環境リスクを十分に長期のタイムホライズンで管理、モニター、軽減するため、気候・環境リスクを既存のリスク管理枠組みに取り込むとともに、資本の十分性を確保するプロセスにおいて、それらのリスクを特定し、定量化する。

保険セクターにおける重要な動きの一つは、欧州保険・年金監督局（EIOPA）による三つの市中協議文書の公表である。EIOPA は、ORSA における気候変動シナリオの利用（2020 年 10 月）、ならびに、ソルベンシー規制および損保のプライシングにおける気候変動リスクの勘案（いずれも同年 12 月）を求める規制案を公表した。ORSA における気候変動シナリオの利用については、①ガバナンスやリスク管理、ORSA において気候関連リスクを取り込むこと、②短期的および長期的な気候変動リスクを評価すること、③特定された重要なリスクについて十分に広範なストレス・テストやシナリオ分析を行うこと、などが求められる。また、気候変動リスクのソルベンシー規制における勘案については、自然災害モジュールにフォーワードルッキングな要素をどのように取り込んでいくのが主要な論点の一つとして挙げられている。さらに、プライシングに関連して、保険のアフオーダビリティやアベイラビリティ、プロテクション・ギャップの悪化、グリーンウォッシングなどの論点も示されている。これらは、前述の FSB の報告書においてもとり上げられている論点でもあり、保険セクターが議論をリードすることが期待されよう。

(3) 北米

欧州や APAC と比べると、北米における気候変動にかかる規制・監督上の取組みのペースはやや緩やかであると言える。米国では、ニューヨーク州やカリフォルニア州などの監督当局が気候変動に対して積極的に取り組んでいる印象を受ける。例えば、ニューヨーク州金融サービス局は 2020 年 9 月、ニューヨークのすべての保険会社に対して、気候変動による財務リスクの検討を、ガバナンス枠組み、リスク管理プロセス、事業戦略に組み込むことを求めるとともに、2021 年に開始する検査のプロセスにおいて、気候変動による財務リスクにかかる保険会社のアプローチや活動をレビューすることを表明している。また、全米保険監督官協会（NAIC）は 2020 年 7 月、「気候変動とレジリエンシーに関するタスクフォース」を組成しており、このことが他の州当局による取組みの進展につながる可能性も想定される。

カナダは、気候関連のストレス・テストを行うことを予定している。金融機関監督庁（OSFI）とカナダ中銀は 2020 年 11 月、低炭素経済への移行の観点から気候変動が金融システムに与えるリスクについて理解を深めることなどを目的として、気候変動シナリオを用いて分析を行うパイロット・プロジェクトの計画を公表した。同プロジェクトには大手の銀行や保険会社が参加することが予定されている。なお、現状、同プロジェクトは、個々の金融機関の気候関連のリスクへのエクスポージャーなどを評価することは目的としていない。その他、OSFI は、2021 年初めにも、気候関連のリスクに対する金融のレジリエンスの構築にかかるディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。

(4) APAC

別添 1 の表では、オーストラリア、香港、シンガポール、ニュージーランドの動きをとり上げている。オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2020 年の監督方針において気候変動を優先的に取り組む分野の一つとして掲げており、また、すべての被規制金融機関に対して、気候変動リスクへの一層の取組みを促している。加えて、気候変動にかかる健全性ガイダンスを策定する予定があること、また、気候変動にかかる財務リスクの脆弱性評価を行うことを検討中であることなどを示している。後者について、2020 年 2 月の時点では、まずは大規模な銀行を対象として、2020 年に評価の枠組みを設計し、2021 年に評価を行い、その後、対象を他のセクターにも拡大していくことが想定されていた。

香港は、2020 年 5 月、香港金融管理局（HKMA）、証券先物委員会（SFC）、保険監督局（IA）を含む、金融セクター横断的な組織である「組織横断的なグリーン・サステナブル・ファイナンス運営グループ（Green and Sustainable Finance Cross-Agency Steering Group）」を立ち上げた。同グループは、2020 年 12 月、「グリーンでサステナブルなファイナンス戦略」と 5 つの主要なアクション・ポイントを公表し、その中で、①気候関連の財務リスク管理の

強化、②リスク管理、資本配賦、投資家保護を促すための気候関連情報の流通の促進、③金融サービス産業の能力開発の強化と公衆の知識の向上、などを主要な注力分野として挙げている。

ニュージーランドでは、市場における透明性と、より正確な価格シグナルを促進し、低炭素への投資を奨励し、また、レベル・プレイング・フィールドを確保することを目的として、一定規模以上の企業に対して気候関連の財務情報の開示を義務化する方向で検討が進んでいる。シンガポールは 2020 年 12 月、「保険会社向けの環境リスクの管理に関するガイドライン」を最終化した。その中では、保険引受に関し、①高い環境リスクを有する顧客に対し、そのリスクを管理するために必要な施策を実施することを促すため、保険の引受に条件を付すことを検討する余地があること、②環境リスクを十分に管理していない顧客について、追加的なリスク見合いのコストを保険料に反映するなどの選択肢を検討すべきであること、③高い環境リスクを有する取引について、より厳格なデュー・ディリジェンスを行うべきであること、などといった指針を示している。



気候変動にかかる今後の規制・監督の動向

気候・環境リスクが社会や経済に与え得る影響についての理解や、それらのリスクを適切に管理することの重要性に対する認識は日々高まっている。上述のとおり、2020 年には、グローバル、各地域・国それぞれで、金融セクターにおける気候変動にかかる規制・監督に関する取組みは大きく進展した。こうした傾向は、今後も継続する、あるいは、さらに進展するものと考えられる。

金融セクターにおける気候変動にかかる規制・監督は、①開示（第 3 の柱）、②リスク管理の高度化やストレス・テスト（第 2

の柱）、③資本規制（第 1 の柱）、④マクロブルーデンス監督、など、いくつかの側面から考えることができる。

開示については、定性的な情報のみならず、定量的な情報の開示も求められる傾向が見られるほか、自主的な開示から義務的な開示へという流れも見受けられる。金融機関の視点からは、まずは、「開示それ自体が目的ではない」ということを理解することが重要であると考えられる。開示、あるいは、開示に至るプロセスを通じて何を実現したいのか、また、どのようなステークホルダーに対して何を伝えたいのかななどを整理し、「開示にかかる規制の遵

^c OSFI は 2021 年 1 月、「気候変動における不確実性をナビゲートする：気候関連のリスクに対する準備とレジリエンスの促進」と題するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。

守（コンプライアンス）」に終始することがないよう留意することが肝要である。規制・監督当局の視点からは、開示を義務付ける場合や、定量的な情報の開示を求める場合には、開示される情報について、一定程度の比較可能性が確保されるよう対応することが不可欠であると考えられる。そのためには、例えば、気候シナリオや気候・環境リスクおよび機会の定量化のメソッドロジーの策定において、金融規制・監督にかかる知見を有する組織がメンバーとして参加している NGFS などの機関が、関係する議論や作業をリードすることも一案であると考えられる。

リスク管理の高度化については、一つには、気候変動や環境にかかるリスクの管理を、金融機関の全体のリスク管理の枠組みに組み込むことが重要であると考えられる。その際、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）と持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が 2018 年 10 月に公表したガイダンス「全社的リスク管理：ERM の ESG 関連リスクへの適用」*14 も参考となる。同ガイダンスは、「過去数十年間、特に直近の 10 年間を見ると、ESG 関連のリスクは急速に広がってきている。企業が直ちに検討する必要がある ESG に関連する事項の数が明らかに増えてきていることに加え、これらのリスクを管理するための内部の監視やガバナンス、カルチャーにもより一層の焦点が当てられなければならない。」と述べ、①ガバナンスとカルチャー、②戦略と目的の設定、③パフォーマンス、④レビューと修正、⑤情報、コミュニケーションおよびレポート、の 5 つの分野について、ESG 関連リスクの観点からガイダンスを提供している（図 1）。

図 1. COSO/WBCSD ガイダンスの構成



（出所）COSO/WBCSD ガイダンス

保険セクターにおいては、EIOPA やシンガポール金融管理局（MAS）が示すように、保険引受において気候・環境リスクを勘案することの重要性も高まってくるのが想定される。ストレス・テストに関しては、保険会社の場合には、ORSA におけるストレス・テストやシナリオ分析を充実させていくことが不可欠であると考えられる。また、マクロprudential 監督の視点からのストレス・テストの重要性も増してくるものと考えられる。

気候・環境リスクの資本規制（第 1 の柱）への取込みについては、それらのリスクの定量化のためのプラクティスが十分に確立されていないことなどを勘案すると、慎重な検討が必要であると考えられる。

保険会社を含むすべての金融機関は、気候・環境リスクへの対応を、規制・監督の遵守というマインド・セットではなく、自身のビジネスをサステナブルなものとしていくための機会としてとらえ、プロアクティブに取り組むことが重要であると考えられ、今後一層の取組みが期待される。

以上

注：本稿における意見は、執筆者の私見であり、執筆者が所属する組織の公式な見解を示すものではない。

別添 1. 気候変動に関連する主な規制・監督上の動き（2020年1月～12月）

	グローバル	欧州	北米	APAC
1月	-	-	-	・ 豪 APRA、気候変動を2020年の監督方針における最優先分野の一つに <1>
2月	-	-	-	・ 豪 APRA、金融機関に対して気候変動にかかる財務リスクの理解と管理を要請 <2>
4月	-	・ EC、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる市中協議文書を公表 <3>	-	-
5月	・ NGFS、気候・環境リスクの健全性監督への統合にかかる監督者向け手引書を公表 <5>	-	-	・ 香港 MA と SFC、組織横断的なグリーン・サステナブル・ファイナンス運営グループを設置 <4>
6月	・ NGFS、中央銀行と監督当局のための気候シナリオとその分析のための手引書を公表 <7>	・ 欧州議会、タクソミー規則を採択 <6> ・ 英 CFRF、気候関連の財務リスクの管理のための手引書を公表 <8>	-	-
7月	・ FSB、気候関連リスクに関する金融当局の取組みにかかる実態調査報告書を公表 <13>	・ 英 PRA、気候関連の財務リスクの管理にかかる金融機関に対する期待を表明 <9> ・ ESAs、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる市中協議案に対する回答を提出 <11>	・ 米カリフォルニア州当局、グリーンな保険商品のデータベースを立上げ <10> ・ 米 NAIC、気候変動とレジリエンシーに関するタスクフォースを組成 <12> ・ 米ニューヨーク州当局、米国労働省の私的年金基金の ESG 投資に関する規則案への反対を表明 <14>	-
9月	・ NGFS、2020-2022年の作業プログラムを公表 <15> ・ NGFS、金融機関による環境リスク分析にかかる報告書を公表 <16> ・ IFRS 財団評議会、サステナビリティ報告に関する市中協議を開始 <20>	・ ESAs、環境と社会的な金融商品のテンプレートに関する調査を開始 <18>	・ 米ニューヨーク州当局、保険会社に気候変動リスクへの対応を要請 <19>	・ ニュージーランド政府、気候関連の財務情報の開示の義務化を検討 <17>

10月	<ul style="list-style-type: none"> IAIS、気候関連リスクの監督に関するペーパー案を公表 <22> TCFD、ステータス・レポートと市中協議文書を公表 <23> 	<ul style="list-style-type: none"> EIOPA、ORSAにおける気候変動シナリオの利用の監督に関する市中協議を開始 <21> 	<ul style="list-style-type: none"> 米ニューヨーク州当局、保険会社に続き、銀行等にも気候変動リスクへの対応を要請 <24> 	-
11月	<ul style="list-style-type: none"> FSB、気候変動が金融システムにもたらす影響にかかるレポートを公表 <32> 	<ul style="list-style-type: none"> 仏 ACPR と AMF、金融機関の石炭にかかる方針のモニタリング・レポートを公表 <25> 英財務省、TCFD 開示の義務化に向けたロードマップを公表 <26> 瑞 FINMA、気候関連の財務リスクの開示規制の改正案を公表 <27> 英 BoE、2021 年の気候変動ストレス・テストの概要を発表 <28> EC、EU タクソミーの技術的なスクリーニング基準にかかる市中協議を開始 <30> ECB、気候・環境リスクに関する銀行向け手引書を最終化 <33> EIOPA、サステナビリティに関する KPIs にかかる市中協議を開始 <34> 	<ul style="list-style-type: none"> 加 OSFI、気候リスク・シナリオに関するパイロット・プロジェクトを始動 <29> 米 NAIC、気候変動リスクにかかる調査レポートを公表 <31> 	-
12月	-	<ul style="list-style-type: none"> EIOPA、気候変動を標準モデルに取り込むためのメソッドロジ案を公表 <35> EIOPA、損保の引受けとプライシングで気候変動を勘案することを検討 <37> EIOPA、気候関連の移行リスクにかかる分析レポートを公表 <38> 英 FCA、気候関連の開示規則を最終化 <40> 	-	<ul style="list-style-type: none"> 星 MAS、保険会社向けの環境リスクの管理に関するガイドラインを策定 <36> 香港、グリーンでサステナブルなファイナンス戦略を公表 <39>

(出所) 各種公表情報より、デロイト作成。

なお、上記表における<>内の数字は、それぞれ以下のものに相当する。

1. オーストラリア健全性規制庁（APRA）、気候変動を2020年の監督方針における最優先分野の一つに（2020年1月30日）
APRA ‘APRA sets out policy and supervision priorities for 2020’
2. 豪州 APRA、金融機関に対して気候変動にかかる財務リスクの理解と管理を要請（2020年2月24日）
APRA ‘Understanding and managing the financial risks of climate change’
3. 欧州委員会（EC）、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる市中協議文書を公表（2020年4月8日）
EC ‘Consultation on the renewed sustainable finance strategy’
4. 香港金融管理局（HKMA）と証券先物委員会（SFC）、組織横断的なグリーン・サステナブル・ファイナンス運営グループを設置（2020年5月5日）
HKMA ‘Joint statement on the establishment of the Green and Sustainable Finance Cross-Agency Steering Group’
5. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）、気候・環境リスクの健全性監督への統合にかかる監督者向け手引書を公表（2020年5月27日）
NGFS ‘Guide for Supervisors: integrating climate-related and environmental risks into prudential supervision’
6. 欧州議会、タクソミー規則を採択（2020年6月18日）
EU ‘REGULATION (EU) 2020/852 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2020’
7. NGFS、中央銀行と監督当局のための気候シナリオとその分析のための手引書を公表（2020年6月24日）
NGFS ‘Guide to climate scenario analysis for central banks and supervisors’ and ‘NGFS Climate Scenarios for central banks and supervisors’
8. 英国気候財務リスクフォーラム（CFRF）、気候関連の財務リスクの管理のための手引書を公表（2020年6月29日）
FCA ‘The Climate Financial Risk Forum publishes its guide to help the financial industry address climate-related financial risks’
9. 英国健全性監督機構（PRA）、気候関連の財務リスクの管理にかかる金融機関に対する期待を表明（2020年7月1日）
PRA ‘Letter from Sam Woods ‘Managing climate-related financial risk – thematic feedback from the PRA’s review of firms’ SS3/19 plans and clarifications of expectations’
10. 米国カリフォルニア州保険局、グリーンな保険商品のデータベースを立上げ（2020年7月14日）
California Department of Insurance ‘Commissioner Lara launches first-ever database of green insurance products’
11. 欧州監督機構（ESAs）、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる市中協議案に対する回答を提出（2020年7月16日）
EIOPA ‘EIOPA responds to the European Commission’s consultation on a renewed sustainable finance strategy’
12. 全米保険監督官協会（NAIC）、気候変動とレジリエンスに関するタスクフォースを組成（2020年7月17日）
NAIC ‘NAIC Levels Up on Climate & Resiliency’
13. 金融安定理事会（FSB）、気候関連リスクに関する金融当局の取組みにかかる実態調査報告書を公表（2020年7月22日）
FSB ‘Stocktake of financial authorities’ experience in including physical and transition climate risks as part of their financial stability monitoring’
14. 米国ニューヨーク州金融サービス局（DFS）、米国労働省の私的年金基金の ESG 投資に関する規則案への反対を表明（2020年7月29日）
Department of Financial Services of New York ‘Superintendent Lacewell Announces DFS’s Opposition to Federal Government’s Proposed Rule Change that Discourages ESG Investing, Undermining Retirement Security of Workers’
15. NGFS、2020-2022年の作業プログラムを公表（2020年9月3日）
NGFS ‘NGFS publishes its 2020-2022 work program and announces changes in the governance’
16. NGFS、金融機関による環境リスク分析にかかる報告書を公表（2020年9月10日）
NGFS ‘Overview of Environmental Risk Analysis by Financial Institutions’
17. ニュージーランド政府、気候関連の財務情報の開示の義務化を検討（2020年9月15日）
Ministry for the Environment ‘Mandatory climate-related financial disclosures’
18. ESAs、環境と社会的な金融商品のテンプレートに関する調査を開始（2020年9月21日）
EIOPA ‘ESAs launch survey on environmental and/or social financial product templates’

19. 米国ニューヨーク州 DFS、保険会社に気候変動リスクへの対応を要請（2020年9月22日）
 NYDFS ‘During New York Climate Week, DFS Superintendent Linda A. Lacewell Announces Actions Bolstering DFS’s Commitment To Addressing Climate-related Financial Risks’
20. IFRS 財団評議会、サステナビリティ報告に関する市中協議を開始（2020年9月30日）
 IFRS Foundation ‘IFRS Foundation Trustees consult on global approach to sustainability reporting and on possible Foundation role’
21. 欧州保険・年金監督局（EIOPA）、ORSAにおける気候変動シナリオの利用の監督に関する市中協議を開始（2020年10月5日）
 EIOPA ‘EIOPA consults on the supervision of the use of climate change scenarios in ORSA’
22. 保険監督者国際機構（IAIS）、気候関連リスクの監督に関するペーパー案を公表（2020年10月13日）
 IAIS ‘Public Consultation: Draft Application Paper on the Supervision of Climate-related Risks in the Insurance Sector’
23. 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、ステータスレポートと市中協議文書を公表（2020年10月29日）
 TCFD ‘Third TCFD Status Report Shows Progress & Highlights Need for Greater Climate-Related Disclosures and Transparency’
24. 米国ニューヨーク州 DFS、保険会社に続き、銀行等にも気候変動リスクへの対応を要請（2020年10月29日）
 NYDFS ‘Superintendent Lacewell announces DFS expands efforts to ensure financial services industry manages financial risks from climate change’
25. フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）と金融市場庁（AMF）、金融機関の石炭にかかる方針のモニタリングレポートを公表（2020年11月2日）
 ACPR ‘The AMF and the ACPR publish their first report on the monitoring and evaluation of financial institutions’ coal policies’
26. 英国財務省、TCFD 開示の義務化に向けたロードマップを公表（2020年11月9日）
 HM Treasury ‘UK joint regulator and government TCFD Taskforce: Interim Report and Roadmap’ and PRA ‘The time to push ahead on tackling climate change - speech by Andrew Bailey’
27. スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）、気候関連の財務リスクの開示規制の改正案を公表（2020年11月10日）
 FINMA ‘Transparency obligations for climate risks – FINMA opens consultation’
28. 英国イングランド銀行（BoE）、2021年の気候変動ストレステストの概要を発表（2020年11月13日）
 BoE ‘The Bank of England is restarting the Climate Biennial Exploratory Scenario (CBES)’
29. カナダ金融機関監督庁（OSFI）、気候リスク・シナリオに関するパイロット・プロジェクトを始動（2020年11月16日）
 OSFI ‘Bank of Canada and OSFI launch pilot project on climate risk scenarios’
30. EC、EU タクソミーの技術的なスクリーニング基準にかかる市中協議を開始（2020年11月20日）
 EC ‘Sustainable Finance and Taxonomy: Commission launches public consultation on criteria defining environmentally sustainable activities’
31. 米国 NAIC、気候変動リスクにかかる調査レポートを公表（2020年11月23日）
 NAIC ‘NAIC Assesses, Provides Insight from Insurer Climate Risk Disclosure Survey Data’
32. FSB、気候変動が金融システムにもたらす影響にかかるレポートを公表（2020年11月23日）
 FSB ‘The implications of climate change for financial stability’
33. 欧州中央銀行（ECB）、気候・環境リスクに関する銀行向け手引書を最終化（2020年11月27日）
 ECB ‘ECB publishes final guide on climate-related and environmental risks for banks’
34. EIOPA、サステナビリティに関する KPIs にかかる市中協議を開始（2020年11月30日）
 EIOPA ‘EIOPA consults on insurers’ key performance indicators on sustainability for non-financial reporting’
35. EIOPA、気候変動を標準モデルに取り込むためのメソッドロジック案を公表（2020年12月2日）
 EIOPA ‘EIOPA launches discussion paper on a methodology for integrating climate change in the standard formula’
36. シンガポール金融管理局（MAS）、保険会社向けの環境リスクの管理に関するガイドラインを策定（2020年12月8日）

MAS 'Guidelines on Environmental Risk Management for Insurers'

37. EIOPA、損保の引受けとプライシングで気候変動を勘案することを検討（2020年12月10日）

EIOPA 'Ensuring the availability and affordability of insurance in light of climate change: Discussion paper on non-life underwriting and pricing'

38. EIOPA、気候関連の移行リスクにかかる分析レポートを公表（2020年12月15日）

EIOPA 'Sensitivity analysis of climate-change related transition risks: EIOPA's first assessment'

39. 香港、グリーンでサステナブルなファイナンス戦略を公表（2020年12月17日）

Hong Kong Monetary Authority 'Cross-Agency Steering Group Launches its Strategic Plan to Strengthen Hong Kong's Financial Ecosystem to Support a Greener and More Sustainable Future'

40. 英国金融行為規制機構（FCA）、気候関連の開示規則を最終化（2020年12月21日）

FCA 'PS20/17: Proposals to enhance climate-related disclosures by listed issuers and clarification of existing disclosure obligations'

以上

参照資料

*1: European Commission (2018) 'Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank - A Clean Planet for all: A European strategic long-term vision for a prosperous, modern, competitive and climate neutral economy', <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0773&from=EN> (accessed on 21 January 2021).

*2: European Commission (2019) 'Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: The European Green Deal', <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1588580774040&uri=CELEX:52019DC0640> (accessed on 21 January 2021).

*3: Ministry of the Environment and Energy, Government Offices of Sweden (2017) 'The Swedish climate policy framework', <https://www.government.se/495f60/contentassets/883ae8e123bc4e42aa8d59296ebe0478/the-swedish-climate-policy-framework.pdf> (accessed on 21 January 2021).

*4: Government of the U.K. (2019) 'UK becomes first major economy to pass net zero emissions law', <https://www.gov.uk/government/news/uk-becomes-first-major-economy-to-pass-net-zero-emissions-law> (accessed on 21 January 2021).

*5: Reuters (2019) 'France sets 2050 carbon-neutral target with new law', <https://jp.reuters.com/article/us-france-energy/france-sets-2050-carbon-neutral-target-with-new-law-idUSKCN1TS30B> (accessed on 21 January 2021).

*6: Parliamentary Counsel Office of New Zealand 'Climate Change Response (Zero Carbon) Amendment Act 2019' <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2019/0061/latest/LMS183736.html> (accessed on 21 January 2021).

*7: Danish Ministry of Climate, Energy and Utilities (2019) 'Denmark's Integrated National Energy and Climate Plan under the Regulation of the European Parliament and of the Council on the Governance of the

Energy Union and Climate Action', https://ec.europa.eu/energy/sites/ener/files/document_s/dk_final_necp_main_en.pdf (accessed on 21 January 2021).

*8: Grantham Research Institute (2020) 'Hungary: Law on climate protection', <https://www.climate-laws.org/geographies/hungary/laws/law-on-climate-protection> (accessed on 21 January 2021).

*9: United Nations (2020) 'Enhance solidarity' to fight COVID-19, Chinese President urges, also pledges carbon neutrality by 2060', <https://news.un.org/en/story/2020/09/1073052> (accessed on 21 January 2021).

*10: 首相官邸 '第百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）', https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhoyomei.html (accessed on 21 January 2021).

*11: United Nations (2020) 'Net-Zero Emissions Must Be Met by 2050 or COVID-19 Impact on Global Economies Will Pale Beside Climate Crisis, Secretary-General Tells Finance Summit', <https://www.un.org/press/en/2020/sgsm20411.doc.htm> (accessed on 21 January 2021).

*12: International Energy Agency (2020) 'World Energy Outlook 2020', <https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2020> (accessed on 21 January 2021).

*13: CDP, CDSB, GRI, IIRC, and SASB (2020) 'Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting', <https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Statement-of-Intent-to-Work-Together-Towards-Comprehensive-Corporate-Reporting.pdf> (accessed on 21 January 2021).

*14: COSO and WBCSD (2018) 'Enterprise Risk Management: Applying enterprise risk management to environmental, social and governance-related risks', <https://www.wbcsd.org/Programs/Redefining-Value/Business-Decision-Making/Enterprise-Risk-Management/Resources/Applying-Enterprise-Risk-Management-to-Environmental-Social-and-Governance-related-Risks> (accessed on 21 January 2021).

執筆者



小林 晋也 / Shinya Kobayashi

有限責任監査法人トーマツ
リスクアドバイザー事業本部
リスク管理戦略センター
ディレクター

Shinya Kobayashi

Director
Centre for Risk Management Strategy
Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001